

酪連だより

昭和 39 年度秋期高等 登録体格審査成績(第2次)

日本ホルスタイン登録協会より審査員として小林竜雄中央審査委員（高等登録課長）が来県され 11 月 26 日より 12 月 8 日までの 13 日間関係機関の御協力を得て、第 2 次審査を実施いたしました。その成績は下記の通りであります。なお、県有種雄牛 4 頭を審査いたしましたのでその成績をお知らせします。

組合名	得点										頭数	平均点
	75.0 ~75.4	75.5 ~75.9	76.0 ~76.4	76.5 ~76.9	77.0 ~77.4	77.5 ~77.9	78.0 ~78.4	78.5 ~78.9	79.0 ~79.4	79.5 ~79.9		
総畜高梁支所	—	3	2	7	2	2	—	—	—	—	16	76.6
酪農試験場	—	—	1	—	2	—	—	—	—	—	3	76.9
倉敷酪農	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	2	76.7
水島酪農	—	2	—	1	—	—	—	—	1	—	4	76.9
浅口酪農	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2	76.8
山陽酪農	2	4	7	1	—	1	1	—	—	—	16	76.2
美星町農協	—	1	6	4	1	1	1	—	—	—	14	76.6
総畜総社支所	1	1	—	—	1	1	—	—	—	—	4	76.5
総畜和気支所	1	—	—	1	2	—	1	—	—	—	5	77.0
旭東酪農	—	—	4	2	3	3	—	2	—	1	15	77.3
岡山市農協	—	—	1	—	1	1	—	—	—	—	3	77.0
計	4	12	21	18	12	10	3	2	1	1	84	76.7

ホルスタイン種雄牛	ベッシー リーダー	血ホ No. 36320	34.9.30 生	産地 北海道	繋養場所	一宮町県家畜人工授精所	得点 87.0
	サー ロメオ ヘン ドリク テッチェ	" 36165	34.6.17 生	"	"	"	" 83.5
ジャージー種雄牛	ブローニース トウイ ンクリング スター オブ エス エフ	血ジ No. 296	31.11.13 生	米 国		川上村県立酪農大学校	" 84.1
	マー ルファッシュ ン アンサム	" 348	35.9.10 生	"	"	"	" 87.0

昭和 39 年度 酪農課税に対する要望事項

昭和 39 年度課税対策について

税金については毎年のことながら、酪農家にとっては切実な問題であります。そこで酪連では、今年度は特に強く折衝する方針をとり、昨年来屢々検討を加え、次の要望事項を決定しまして、12 月 17 日に広島国税局へ対して適正な課税標準を作成するよう要望しております。

- 1、従来国税局が課税対象とされている損益分岐点は、乳量 2,200kg（収入金 71,698 円）であり、これは余りにも実態とかけ離れているので、少なくとも課税対象にされる収入金額は 132,950 円をもって損益分岐点として算出されたい。
- 2、収入金額が 132,950 円を下廻った場合は損金として総合所得より控除されたい。
- 3、乳価の算定は、農家手取り乳価とし、乳量は実

績とされたい。

- 4、飼料作物圃場は桑園と同一見解にたつて所得を算出せず、この飼料圃場を除いた酪農経営費に対して課税されたい。

なお、一般作物圃場から控除される飼料作物圃場面積は酪農家の申告を尊重し、1 頭当り 15 アール以上を認められたい。

- 5、自給飼料中に占める無市価物の割合が近年大幅に減少しているので実態を考慮して算定されたい。
- 6、乳牛の評価額は、1 頭当り 140,000 円以上とし、耐用年数は実態にそくして 4 年以内とされたい。
- 7、乳牛子牛の育成は酪農の現況からみて赤字経営となるので実態にそくした算定されたい。
- 8、下記のものについては別途控除されたい。

(イ) 乳牛の死亡、廃用

(ロ) ミルカー、カッター、クーラー、電牧、

岡山畜産便り 1965.01

運搬車等の酪農特殊施設の減価償却

- (ハ) 多頭飼育のものの敷料及び糞尿処理費
- (ニ) 家畜共済対象外の診療費
- (ホ) 一般控除額を超過する共済掛金及び借入利息

ない乳量の激減、授胎率の低下、流産、2等乳の続出及び体力回復の遅延等となり、また廃用牛の激増として現われ加えて10月以降の乳価値下げ等が重なり実質的に酪農経営は苦境にたちいたっている実状を把握のうえ適正な課税をされたい。

9、今夏は近年稀れにみる酷暑続きであったため、これが乳牛に極めて悪影響を与え、ために例年に

以上

昭和39年度 酪農課税 (所得標準) 案

昭和39年12月10日 岡山県酪連

項目	科目	収入金	支出金	内 訳
	乳代	155,232		1頭4,410K-自家消費7% 309K=4,101K 農家手取乳 価K当35.20 1,875K=66円
飼料代	購入飼料		65,489	乳配1日3K×365日×33円=36,135円 フスマ1日2K×365日×27円 =19,710円 大豆粕1日0.3K×365日×47円=5,146円 二種混合脱脂糠他 4,498円
82,050	自給飼料 その他		15,391	穀類4,320円+甘藷2,000円+飼料作物種子1,850円+肥料代7,221円
			1,170	カルシューム30K×19円=570円 食塩30K×20円=600円
償却費	乳牛償却費 牛舎償却費 その他		15,000	(14万-5万)÷6年=15,000円
			2,700	4坪×1.5万×0.9÷20年=2,700円
			6,322	小型カッター11,000円÷5年=2,200円 ウォーターカップ1,900円÷5年= 380円 ホーク500円÷5年=100円 エサバコ300円 サイロ16,000円÷20年= 800円 スタンション2,500円÷8年=312円 カマ150円×2丁=300円 ハケ300円 搾乳バケツ600円×2÷2年=600円 ハカリ850円÷5年=170円 搾乳街2,800円×2÷5年=560円 攪拌棒、ロート300円
24,022				
その他	諸材料 消耗品費		5,430	ロープ5m×40円=200円 長グツ1足700円 バケツ1ヶ210円 光熱費40 W1灯300円 薪、ガス代1,500円 ロ過布130円×2枚=260円 作業服 1,200円 タワシ20円×3ヶ=60円 修繕費、牛舎、カッター、ウォーターカ ップ他500円 水道500円
	運搬費 保健衛生費		2,205	集荷所までの運搬経費
			2,530	結核検査200円 流感100円 乳房炎予防薬500円 パーネット1個200円 肝テッ検査料100円×2回=200円 削蹄350円 オーヤラックス0.9リットル 180円 フマキラー200円 消毒剤300円 検温器150円 寒暖計150円
	雇傭費 共済掛金 公租公課 協同組合費 乳牛購入借 入金利息 賃借料		573	
			5,948	岡山県平均5,948円
			1,680	牛舎120,000円 14/100%(固定資産)=1,680円
			3,300	乳代の2/100 3,100円+頭数割200=3,300円
			3,250	50,000円 借入金利率 6分5厘 3,250円
26,878			1,962	種付料平均700円×2回=1,400円 登録料(1,550円 700円)2,250÷2 =1,125÷2=562円
	計	155,232	132,950	差引所得22,282円

全国酪農民大会の要求決議事項

昨年12月8日東京日比谷公会堂において全国酪農民大会が開催され、酪農基本政策の確立、乳価、飼料の緊急対策等に関する要求決議がなされ、その内容は次のとおりであります。

酪農基本政策即時確立に関する要求決議

われわれ酪農民がここ数年熾烈酪農民運動を通じて強く指摘してきた通り、明確な制度と思いついた財政投融資なき単なる口先だけの酪農政策の貧困は、今日の政治、社会情勢、とくにきびしい開放経済体制下において完全にその馬脚を表わし、その犠牲はあげてわれわれ酪農民にしわ寄せされ、その経済は極度に逼迫、今や酪農底辺の崩壊が始まりつつある。

よってわれわれ酪農民は、今日までの酪農政策転換要求の総決算として、あくまで酪農製品の貿易自由化を排し、国内完全自給を貫くことを基本とし、真に酪農民の希求する基本政策の即時確立を国会、政府に強く要求する。

記

1、酪農を主食産業として、制度的、財政的に正しく位置付け、国内自給体制の確立と貿易自由化の排除、阻

岡山畜産便り 1965.01

- 止を明確化することを、酪農基本政策の基本目標とすること。
- 2、現行土地制度の改革を根幹とする生乳生産の基盤整備を喫緊の急務として強力に推進すると共に、特に従来省りみられなかった市乳供給地域の生産促進対策として、価格対策に併せて、既存酪農家の規模拡大を可能とする既耕地、平地林利用対策等、市乳化促進生産対策を強力に推進すること。
 - 3、生乳生産並びに流通の革新的近代化施策は、行政区分による平面的施策を排除し、酪農の経済特殊性を確保するため、立体的、広域的な「経済地区、経済圏構想」によって計画樹立を行い、強力に推進すること。
 - 4、牛乳、乳製品の処理、加工。流通段階の抜本的近代・合理化対策を行い、もって酪農民、消費者を充分納得せしむる体制を速やかに確立すること。
 - 5、還元乳、加工乳、乳飲料と生乳を全量使用した所謂市乳との区分を明確化して、生乳の消費拡大を目的とした食品衛生法の運用の強化及び改正を速やかに行うこと。
 - 6、生乳の価格安定と生乳生産者の経済安定のため下記事項を骨子とする強力な価格支持政策を確立すること。
 - (1) 全生乳を対象とする。
 - (2) 保証価格は生産費、所得補償価格とし、不足分は全額国費をもって不足払いする。
 - (3) 不足払いの交付金は、生乳共販団体を通じて生乳生産者に交付する。
 - 7、生産者組織の行う生乳共販施設の新設、取得、さらに処理、加工、流通、販売等の事業を積極的に強化、育成するため大幅な融資助成を行うこと。
 - 8、国産生乳完全供給による学校給食制度を即時確立するものとし、生産者よりの供給価格は生産費、所得補償価格とすること。
 - 9、国営による草地の造成、改良、国有林の解放等自給飼料基盤の強化に併せて、流通飼料の価格安定、供給拡大を図り、とくに生乳保証価格と一貫性を有する乳牛飼料の特別制度を確立すること。
 - 10、酪農基本政策の確立に当り、国は積極的財政投融资を行うものとし、とくに現行融資制度の改革を断行し超長期、超低利融資、旧債の借替え、償還期限の延長、貸し付け範囲、融資枠の大幅拡大を図ること。

生産低調回避のため乳価飼料の緊急対策に関する要求決議

最近の生乳生産の低迷、酪農家の流動、脱落の傾向はわれわれ酪農民が今日あるを早くより、指摘してきたことであり単なる一時的現象ではなく、重大なる酪農の転機に直面した非常事態であると断ぜざるを得ない。

これが打開策は、開放経済下における生乳生産環境の一大刷新による酪農民の不安、焦燥の除去、即ち酪農基本政策の即時確立であるが、当面して低位にある生産者乳価と、高騰をつづける流通飼料価格を、緊急かつ適正に抜本的価格改訂を断行し、もって非常事態回避の対策発動の必要性は喫緊の急務である。とくに酪農民経済の苦境に反し、好調の一途を辿り、乳製品不足一の声高い乳業市況下において、われわれ酪農民は下記事項を乳業者に対し要求すると共に、国会、政府に対し緊急対策発動を要求するものである。

記

- 1、国内生産の緊急伸長を行い、需給の緩和を図ること
 - (1) 生産者乳価水準を大幅に引き上げること。
 - (2) 流通飼料の価格水準を大幅に引き下げること。
 - イ 政府管理飼料の大幅な供給拡大とくに専、増産フスマの供給量の緊急増大を図ること。
 - ロ 政府管理飼料の価格引き下げ、とくに大麦の払い下げ価格の引き下げを行うこと。
 - ハ 専、増産フスマは単味で、乳牛用に重点的に払い下げること。

適正なる酪農課税確立に関する要求決議

現在の税法の下における酪農課税の実態は極めて矛盾にみちた不適正、不公平なものであり、この矛盾がこ

岡山畜産便り 1965.01

んにち酪農民の経営と生活を苦境に追い込む重大な要因となっている。しかもわれわれは長期に渉り、税務当局に対して科学的な資料を基礎に、その不合理性を衝いて真剣な対策を講じてきたが、常に一方的に押切られて今日に至っている。

われわれは最早やかかるくり返しを断じて許せないものである。

よってこの際下記事項を関係当局に強く要求すると共に広く世論に訴え、自からも関係農業団体の協力の下に全国的酪農課税対策協議会（仮称）を設置する等強力な体制を整備、適正なる酪農課税の確立を期さんとするものである。

記

- 1、速やかに適正、公平なる酪農所得標準率並びにその適用につき抜本対策を確立すること。
- 2、日本酪農の特質に鑑み、新たに適切なる課税減免の施策を講ずること。

酪農政治力の結集に関する決議

われわれ酪農民は今日まで熾烈な酪農民運動を展開してきたが、今日の政治、社会情勢、さらにきびしい開放経済体制下においては、単なる要請運動等ではその目的を達し得ないことを強く反省すると共に、高度の次元にたった酪農政治力の培養、強化こそ真の目的貫徹に連ることを意識、昨年来日本酪農政治連盟の組織強化を進めてきたが、今日すでにその政治的発言力は、国会、政府に強い影響力を有するにいたった。われわれは今こそこの機に乗じ、自らの活路と日本酪農を守るため、あらゆる組織を超越して、こと酪農に関しては、全酪農民が日本酪農政治連盟の下に大同団結、もって酪農政治の一大結集を図り、強力な政治的発言と強力な政治的手段によって、われわれの目的を達すべく、ここに決起するものである。

実行運動方針と要領

- 1、実行運動は、政治運動の本領を發揮し、強力な政治的発言、政治的手段によって活発な運動を展開、もって現時点において必ず基本政策の確立を期することを基本方針とする。
- 2、大会において酪農基本政策確立酪農民総決起運動実行委員を選任し、同委員会が運動の中核となり、目的達成まで常置して活発な運動を展開する。
- 3、大会当日の活動
 - (1) 大会議長、提案者、実行委員は総理大臣、農林大臣、大蔵大臣、厚生大臣、文部大臣、国税庁長官、衆・参両院議長、農林水産委員長、各政党党首、乳業者、報道関係機関に要請活動を行うものとする。
 - (2) 大会参加者全員は、大会場より国会に出向き、それぞれの選出国會議員に対し、大会決議事項の請願を行うと共に国會議員の署名運動を展開し、署名済用紙を衆議院第3議員会館第2会議室に提出後、自由解散する。署名用紙の受付は午後5時までとし、その後の分は東京都渋谷区千駄ヶ谷4ノ25、修養団ビル内、日本酪農政治連盟に提出する。
 - (3) 大会議長、提案者、実行委員は要請活動後、東京・永田町グランドホテルに集結、要請結果を報告すると共に第1回実行委員会を開催し、午後5時より同場所に於いて、国會議員若干名を囲み、同議員と共に今後の運動方法等について協議する。
 - (4) 大会当日の決議事項、要請活動結果、署名運動結果について文書をもって全国の酪農生産者団体に報告する。
- 4、大会当日以降の運動
 - (1) 情勢の見通し
 - ① 12月末日までの間に40年度予算の政府案の大綱が定まるものと思われる。基本政策の確立は本予算編成と緊密なる関係があるので、酪農予算の大幅獲得に運動を集中する必要がある。

岡山畜産便り 1965.01

② 40年1月末通常国会が休会明け開会になるものと思われる。よって酪農基本政策確立に必要なとする法律案の提出は2月頃から国会に上程される見通しである。

③ よってそれまでの期間政府案に大会決議を充分折り込ませる運動と、国会上程後、政府案の修正運動並びに成立促進運動が必要である。

(2) 酪農民に対する啓蒙運動の展開

大会を契機として都道府県毎に各種会議、代表者会議、大会等をもって、又各種印刷物によって酪農民の啓蒙運動を展開する。中央においては極力地方活動を応援し、又各種印刷物等資料を提供する。

(3) 中央指令に基き、地方各組織は運動期間中随時選出国會議員、政府各機関に対し、ハガキ、電報、文書等による要請活動及び直接代表者の上京要請活動を行うものとする。この際とくに総理大臣、大蔵大臣、農林大臣等政府関係、国会関係、政党関係の地元選挙区の酪農民に対しては、強力な運動展開をお願いするものとする。

(4) 地方各組織は、大会終了後緊急に12月開会の都道府県議会に対し、大会決議事項の要請を行い、議会において決議案として上程、採択せしめ、速やかに中央政府、国会に要請せしむるものとする。この際酪農関係生産者団体に関係、所属する都道府県議會議員の協力を得るものとする。

(5) 12月20日～25日の間に中央に実行委員会を招集し40年度予算を中心として活発な中央要請活動を行うものとする。

(6) 1月中は、国會議員がそれぞれ帰郷するので、この時期に地方各組織は、国會議員を囲む座談会、演説会、懇談会等を催して大会決議を要請すると共に議員との関係を密接に図り、2月以降の国会に基本政策法律案の上程をなされた時の運動体制を作り上げるものとする。

(7) 2月早々、基本政策関係法律案の国会上程との関連で、必要により中央に代表者会議等を開催し、国会における政府案の修正運動、成立促進の運動を展開する。これらの運動細目については、随時実行委員会を開催し、運動要領を決定する。

5、運動資金については、末端酪農民の強力な資金拠出を仰ぐものとする。